

印刷仕様書

1 件名

「知ってなっとく独占禁止法」等のパンフレットの編集及び印刷

2 「知ってなっとく独占禁止法」等のパンフレットの編集及び印刷

(1) 納入期限及び納入場所

ア 納入期限

(ア) 「知ってなっとく独占禁止法」 令和2年12月28日(月)

(イ) 前記(ア)以外(後記(2)ア参照) 令和3年3月31日(水)

イ 納入場所 計9か所(詳細は別紙1参照)

(2) 仕様

ア 名 称 ①知ってなっとく独占禁止法

②知るほどなるほど下請法

③わたしたちの暮らしと市場経済(独占禁止法教室用)

④わたしたちの暮らしと市場経済(消費者セミナー用)

イ 頁 数 ①A4判24頁

②A4判20頁

③A4判26頁

④A4判26頁

ウ 部 数 ①8,000部

②500部

③2,100部

④900部

エ 色 数 ①②③④4C/4C

オ 校正回数 ①②③④校正2回(本機校正1回含む)

カ 使用用紙 ①②再生マットコート紙 菊判76.5kg

③④表紙,裏表紙 再生マットコート紙 菊判 93.5kg

本文 再生マットコート紙 菊判 62.5kg

キ 製本方法 ①②中綴じ製本

③④無線綴じくるみ製本

ク 入稿形態 ①②データ(PDF形式)

③④データ(Adobe Illustrator及びPDF形式)

ケ 編集頁数 ①6頁

②4頁

③④編集なし

コ 編集内容 別紙2及び別紙3のとおり(作業中に新たに修正事項が発生した場合)

は、別途相談の上対応を依頼することがある。)

サ その他 印刷物のほか、編集後の印刷用データ（編集可能）も納入すること。

印刷用データについては、ホームページ掲載用として、解像度を落とした小容量版も併せて納品すること。

3 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限

令和2年11月25日（水）正午

イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

E-mail：open-counter@jftc.go.jp

ウ 提出書類

(ア) 見積書（消費税込みの総額を明示，社印及び代表者印の省略可）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

エ 提出方法

持参，郵送，FAX又は電子メール

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方，契約金額）は，契約の相手方に決定した者へのみ個別に通知するほか，以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(3) 暴力団排除に関する誓約

見積書の提出をもって，別記の「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

4 その他

(1) 業者決定後，データをCD-Rで提供する。本業務終了後，速やかに官房総務課広報係に返却すること。

(2) グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合した用紙を使用すること。ただし，グリーン購入法に適合した用紙を使用することが困難な場合には，担当官の了解を得た場合に限り，代替品の使用を認める。

(3) 本仕様書の受領後，必要があれば速やかに当委員会会計室まで来訪し，サンプルを確認すること。

(4) 発送が終了した後，発送の事実が確認できる書類を官房総務課広報係に提出するこ

と。

- (5) 本仕様書に定めのない事項については，協議の上で決定する。

5 問い合わせ先

- (1) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

TEL：03－3581－5474

FAX：03－3581－2951

- (2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局官房総務課広報係

TEL：03－3581－3649

FAX：03－3581－1963

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

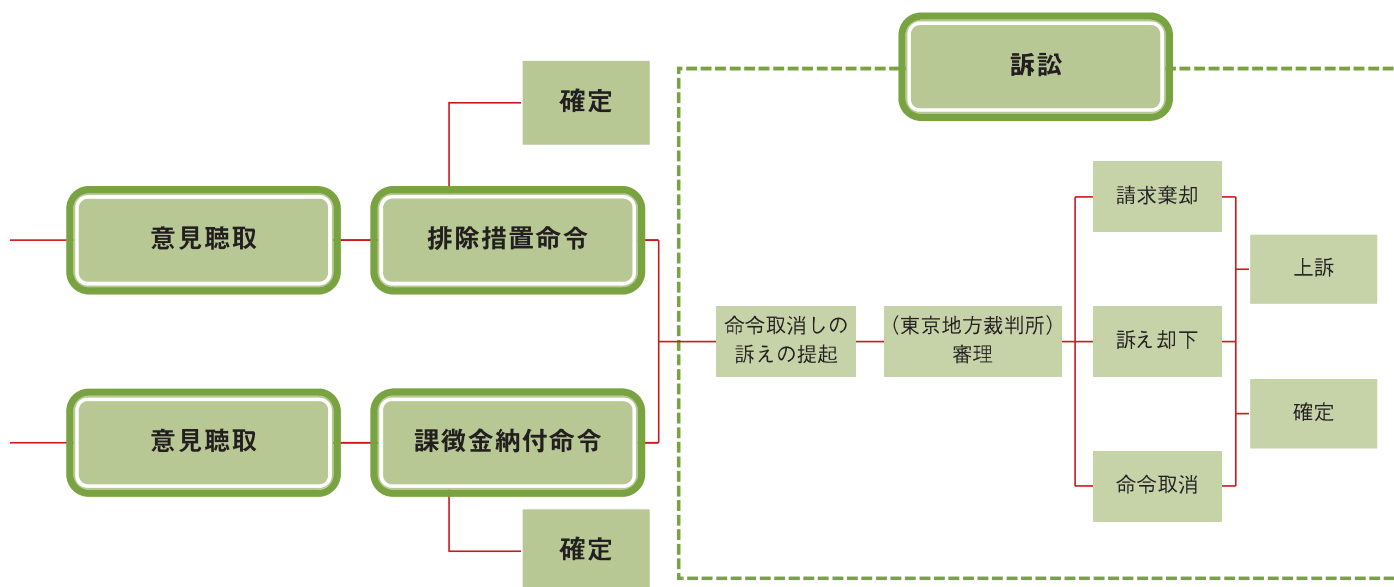
2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。

納入場所一覧

No.	納入先	所在地	部数			
			①	②	③	④
1	公正取引委員会事務総局 官房総務課広報係	東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 14 階 電話 03-3581-5471	2,850	150	0	300
2	公正取引委員会事務総局 北海道事務所 総務課	札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎 5 階 電話 011-231-6300	400	100	0	0
3	公正取引委員会事務総局 東北事務所 総務課	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 8 階 電話 022-225-7095	1,000	0	400	0
4	公正取引委員会事務総局 中部事務所 総務課	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 8 階 電話 052-961-9421	450	0	0	500
5	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 10 階 電話 06-6941-2173	1,000	0	500	0
6	公正取引委員会事務総局 中国支所 総務課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 10 階 電話 082-228-1501	400	100	0	0
7	公正取引委員会事務総局 四国支所 総務課	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 8 階 電話 087-811-1750	400	100	1,000	0
8	公正取引委員会事務総局 九州事務所 総務課	福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館 2 階 電話 092-431-5881	800	0	0	0
9	内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 6 階 電話 098-866-0049	700	50	200	100
合 計			8,000	500	2,100	900



意見聴取

意見聴取官(公正取引委員会が事件ごとに指定する職員)が主宰する意見聴取を行います。

意見聴取の期日では、冒頭、審査官等から、予定される命令の内容や公正取引委員会の認定した事実などについて説明がなされます。これに対し、事業者は、意見陳述や証拠提出などができます。

意見聴取の結果は、意見聴取官が意見聴取調書及び意見聴取報告書としてまとめ、公正取引委員会に提出します。公正取引委員会は、命令に係る議決をするときは、これらの内容を参酌します。

排除措置命令

違反行為を速やかに排除するよう命ずる行政処分です。例えば、価格カルテルの場合には、価格引上げ等の決定の破棄とその周知、再発防止のための対策などを命じます。確定した排除措置命令に従わない場合、その事業者には刑事罰が科されます。

※違反行為をした事業者から合併、分割又は譲渡により違反行為に係る事業を引き継いだ事業者に対しても、排除措置を命ずることができます。
※排除措置命令の除斥期間(違反行為がなくなった日から命令を行うことができなくなるまでの期間)は、~~5年~~です。

7年

課徴金納付命令

カルテル・入札談合、私的独占及び一定の不公正な取引方法が行われた場合に課徴金を納めるよう命じる行政処分です。違反行為をした事業者は、一定の算式に従って計算された金額を課徴金として国庫に納めなければいけません。

●詳しくは17ページをご覧ください。

※違反行為をした事業者が合併により消滅した場合には、合併後の存続会社に対して、また、違反行為をした事業者が公正取引委員会による調査開始日以後に分割又は譲渡により違反行為に係る事業を承継させた上で消滅した場合には、そのグループ会社に対して、課徴金の納付を命じます。

※課徴金納付命令の除斥期間は、~~5年~~です。

7年

※削除

訴訟

排除措置命令又は課徴金納付命令といった行政処分不服がある場合、その取消しを求める訴訟を提起することができます。裁判所は、公正取引委員会の判断の基礎とされた重要な事実と誤認があることや要件の解釈に誤りがあることなどから、取消事由が認められる場合には、処分の全部又は一部を取り消します。

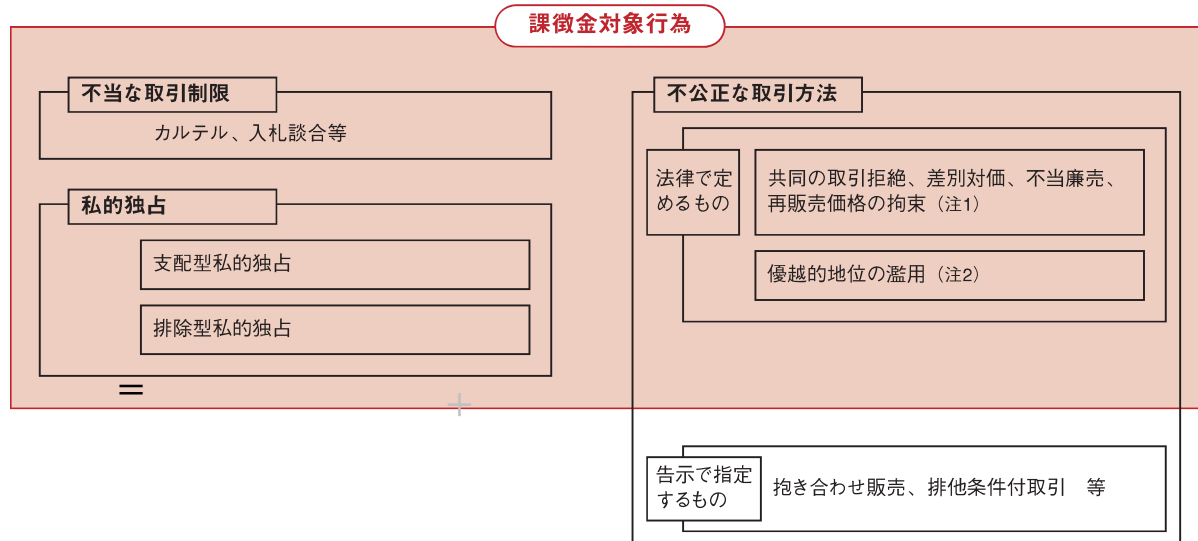
といった

官製談合防止法について

公正取引委員会は、入札談合の調査の中でいわゆる官製談合があると認めたとき、国や地方公共団体等に改善措置を要求します。これを受け、国や地方公共団体等は、必要な調査を行い、必要と思われる改善措置を講じることになっています。

課徴金の対象となる行為類型について

カルテル・入札談合等の不当な取引制限、私的独占（支配型及び排除型）及び一定の不正取引方法（共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用）が課徴金の対象となります。



（注1）同一の違反行為を繰り返した場合（公正取引委員会による調査開始日からさかのぼり10年以内に同一の違反行為について排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合）に課徴金の対象となります。

（注2）継続して行われた場合に課徴金の対象となります。

※「10年以内に」の後に「当該違反事業者又はその完全子会社が」を挿入

※次のとおり修正

「違反行為に係る期間中（始期は調査開始日から最長10年前まで遡及）の対象商品又は役務の売上額又は購入額に事業者の規模に応じた算定率を掛けて計算します。」

また、不当な取引制限及び支配型私的独占の場合は、対象商品又は役務の売上額又は購入額に密接関連業務の対価の額を加えて算定率が掛けられるとともに、財産上の利益（談合金等）に相当する額と合算されます。」

課徴金算定率について

課徴金額は、違反行為に係る期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額又は購入額を基に算出され、事業者の規模や業種ごとに決められた算定率を掛けて計算します。

※図を次頁図及び注1～3に差替え

$$\text{課徴金額} = \text{違反行為に係る期間中の対象商品又は役務の売上額又は購入額} \times \text{課徴金算定率}$$

※「中小企業」→「違反事業者及びそのグループ会社が全て中小企業」

● 課徴金算定率

	製造業等	小売業	卸売業		製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)	共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束	3%	2%	1%
支配型私的独占	10%	3%	2%	優越的地位の濫用		1%	
排除型私的独占	6%	2%	1%				

※表の内容を変更

※加減算要素→加算要素

また、カルテル・入札談合等の不当な取引制限に対する課徴金算定率については、以下のような加減算要素が規定されています。

- ①違反行為を繰り返した場合（注1）、又は違反行為において主導的な役割を果たした場合にはそれぞれ基準の算定率を50%加算して計算した額が課徴金額となります。 ※（注1）→（注4）とし、次頁の注4を②の下部に追記
- ②違反行為を繰り返す、かつ違反行為において主導的な役割を果たした場合には、基準の算定率を2倍にして計算した額が課徴金額となります。
- ③早期に違反行為をやめた場合には基準の算定率を20%軽減して計算した額が課徴金額となります（注2）。

（注1）私的独占に対しても適用されます。 ← ↑ ↓ ※削除

（注2）違反行為を繰り返した場合や違反行為において主導的な役割を果たした場合には適用されません。

不当な取引制限	支配型私的独占	排除型私的独占	共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束	優越的地位の濫用
10% (4%)	10%	6%	3%	1%

【課徴金算定式の差替え図及び注記】

$$\begin{array}{c} \text{課徴金額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{違反行為に係る期間中の} \\ \text{対象商品又は役務の} \\ \text{売上額又は購入額(注1)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{密接関連業務の} \\ \text{対価の額(注2)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{課徴金算定率} \end{array} + \begin{array}{c} \text{違反行為に係る期間中の} \\ \text{財産上の利益(談合金等)} \\ \text{に相当する額(注3)} \end{array}$$

(注1) 不当な取引制限、支配型私的独占及び排除型私的独占については、違反事業者のものに加え、違反事業者からの指示や情報に基づき対象商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等（違反行為をしていない者に限ります。）に係るものも対象となります。

(注2) 密接関連業務は、不当な取引制限及び支配型私的独占の場合に対象となるものです。不当な取引制限については違反行為に係る商品又は役務の供給を行わないことを条件として行う一定の業務を、支配型私的独占については違反行為に係る商品又は役務を受ける者に対する当該供給を受けるため委必要な一定の業務をいい、違反事業者及び完全子会社等（違反行為をしていない者に限ります。）が行ったものが対象となります。

(注3) 財産上の利益（談合金等）に相当する額は、不当な取引制限及び支配型私的独占の場合に対象となるものです。対象商品又は役務を供給しない又は購入しないことに関して得た金銭等をいい、違反事業者及びその完全子会社等（違反行為をしていない者に限ります。）が得たものが対象となります。

【「●課徴金算定率」の②の下部に追記する（注4）】

(注4) 10年以内に違反事業者自身が繰り返した場合だけでなく、1回目の違反行為をした事業者を完全子会社とする事業者による違反、1回目の違反行為をした法人と合併した法人、1回目の違反行為をした法人から対象事業を譲り受けたり分割により承継したりした法人による違反も対象となります。また、私的独占に対しても適用されます。

課徴金減免制度について

事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度です。公正取引委員会が調査を開始する前に他の事業者よりも早期に報告すれば、課徴金の減額率が大きくなる仕組みとなっており、公正取引委員会の調査開始日前と開始日以後とで合わせて最大5社（ただし調査開始日以後は最大3社）に適用されます。事業者自らがその違反内容を報告し、更に資料を提出することにより、カルテル・入札談合の発見、解明を容易化して、競争秩序を早期に回復することを目的としています。

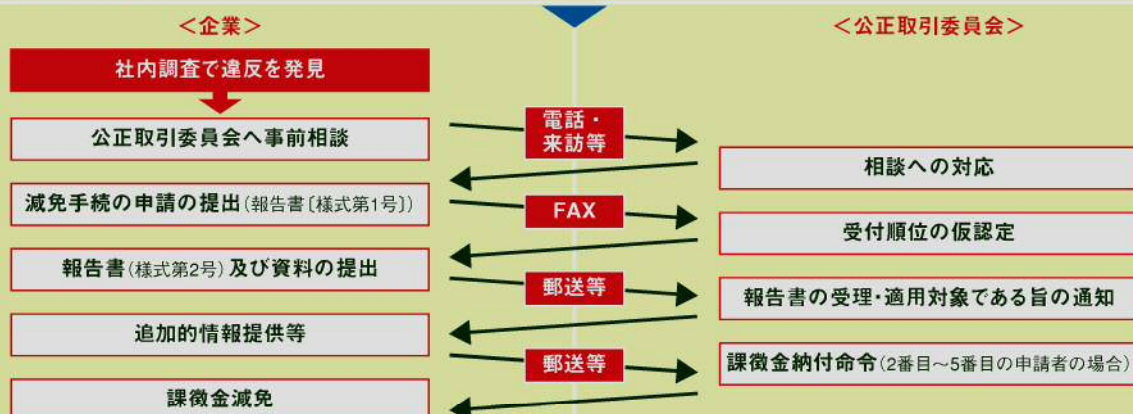
※課徴金減免制度の対象は、カルテル・入札談合（購入カルテルを含む。）に限られます。

●申請順位と減額率

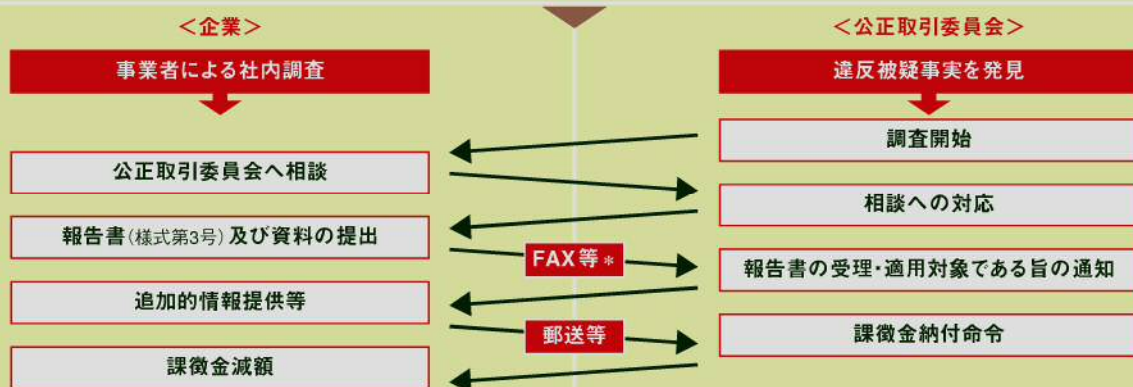


課徴金減免手続の流れ

公正取引委員会の調査開始日前の場合



公正取引委員会の調査開始日以後の場合



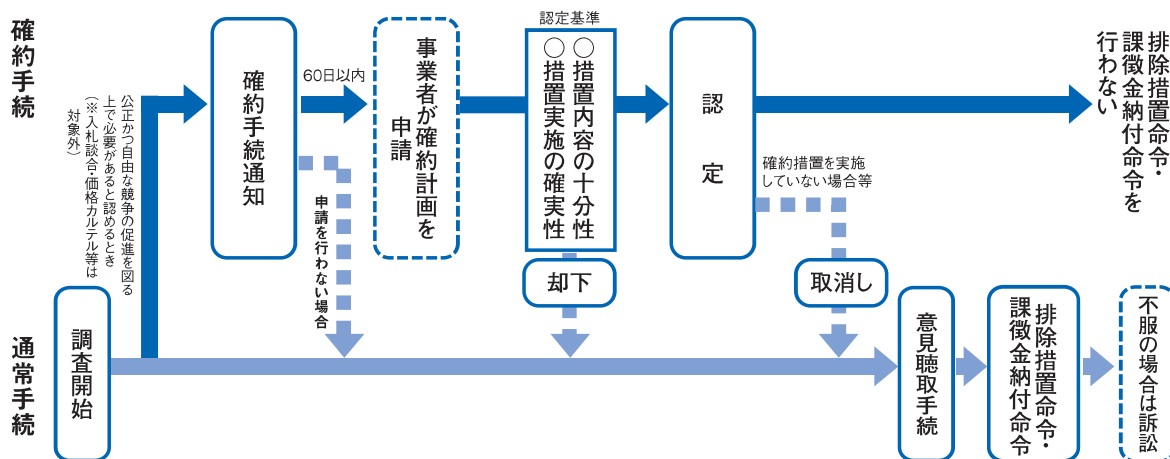
課徴金減免制度に関するお問い合わせは、課徴金減免管理官までどうぞ

- 課徴金減免申請に係る事前相談：電話 03 (3581) 2100 (直通)
 - 課徴金減免申請に係る報告書（様式第1号及び第3号）の送信：FAX 03 (3581) 5599 (FAXに限る。)
 - 課徴金減免申請に係る報告書及び資料（様式第2号及び第3号）の提出：〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
- ・報告書の様式及び記載例は、公正取引委員会のホームページに掲載されています。

確約手続

独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決するための手続で、競争上の問題を早期に是正し、独占禁止法の効率的かつ効果的な執行に資するものです。

確約手続の流れ



「確約手続に関する対応方針」(平成30年9月26日)

法運用の透明性・事業者の予見可能性を確保する観点から、「確約手続に関する対応方針」を策定・公表しています。

・申請書の様式は、公正取引委員会のホームページに掲載されています。

罰則

独占禁止法の違反行為を行った場合、犯罪行為として懲役や罰金などの刑事罰を受ける場合があります。例えば、事業者がカルテルを行った場合、それを決定した責任者個人も刑罰を受けますし、事業者や事業者団体にも罰金が科されます。

罰則の種類	個人	法人
私的独占、不当な取引制限、事業者団体の禁止行為違反	5年以下の懲役・500万円以下の罰金	5億円以下の罰金
国際的協定等、事業者団体の禁止行為違反	2年以下の懲役・300万円以下の罰金	300万円以下の罰金
確定排除措置命令違反	2年以下の懲役・300万円以下の罰金	3億円以下の罰金*
銀行又は保険会社の議決権保有の制限違反等の罪	1年以下の懲役・200万円以下の罰金	200万円以下の罰金
届出等に関する規定違反	200万円以下の罰金	200万円以下の罰金
立入検査妨害等	1年以下の懲役・300万円以下の罰金	2億円以下の罰金

*私的独占、不当な取引制限又は事業者団体の禁止行為に該当する行為を差し止める命令に違反した場合は300万円。

課徴金と罰金の調整について

課徴金と罰金が併せて科される場合には、罰金額の2分の1に相当する金額が課徴金から控除されます。

差止請求

不公正な取引方法に該当する違法行為によって、著しい損害を受けたり、又は受けるおそれのある消費者や事業者などは、裁判所に訴えてその行為の差止めを請求できます。

損害賠償

独占禁止法違反行為によって被害を受けた消費者や事業者などは、その違反行為を行った者に対して損害賠償を請求できます。特に独占禁止法に基づき損害賠償が請求された場合には、損害賠償を請求された事業者や事業者団体は、故意・過失の有無を問わず責任を免れることはできません。

がないことを理由として

違反を未然に防止するため、 各種ガイドラインを作成しています。

時代の流れや消費の傾向、そして規制緩和の推進などに伴って、市場の規模や環境は常に変化しています。公正取引委員会は、こうした状況の下で独占禁止法等の違反行為を未然に防止するため、どのような行為が違反となるか、ならないかについて、これまでの運用を踏まえた考え方に基づくガイドライン等を取りまとめ、作成・公表しています。

これまでに公表してきた主なガイドライン

行政指導関係

- 行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月（平成22年1月改定））

私的独占関係

- 排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針（平成21年10月）

流通・取引慣行関係

- 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（平成3年7月（平成29年6月改定））

事業者団体関係

- 公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成6年7月（平成27年4月改定））
- 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成7年10月（平成22年1月改定））
- リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針（平成13年6月（平成22年1月改定））
- 資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方（平成13年10月（平成22年1月改定））

企業結合関係

- 事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方（平成14年11月（平成22年1月改定））
- 独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方（平成14年11月（令和元年10月改定））
- 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（平成16年5月（令和元年12月改定））

不公正な取引方法等関係

- フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（平成14年4月（平成23年6月改定））
- 不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成21年12月（平成29年6月改定））
- 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（平成5年4月（平成29年6月改定））
- 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成10年3月（平成29年6月改定））
- 適正な電力取引についての指針（平成11年12月（~~令和元年3月改定~~）） **令和2年10月改定**
- 適正なガス取引についての指針（平成12年3月（平成31年1月改定））
- 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（平成13年11月（~~令和元年3月改定~~）） **令和2年7月改定**
- 金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について（平成16年12月（平成23年6月改定））
- 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」の運用基準（平成17年6月（平成23年6月改定））
- 標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方（平成17年6月（平成19年9月改定））
- 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（平成19年4月（平成30年12月改定））
- 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成19年9月（平成28年1月改定））
- 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成22年11月（平成29年6月改定））
- デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（令和元年12月）

下請法関係

- 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年12月（平成28年12月改定））

その他

- **※追加** ● 公的再生支援に関する競争政策上の考え方（平成28年3月）

詳しくは、インターネットによる法令・ガイドラインの情報提供を御利用ください。

<https://www.jftc.go.jp/hourei.html>

①に差し替え

課徴金減免制度について

事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度です。公正取引委員会が調査を開始する前に他の事業者よりも早期に報告すれば、課徴金の減額率が大きくなる仕組みとなっており、公正取引委員会の調査開始日前と開始日以後とで合わせて最大5社（ただし調査開始日以後は最大3社）に適用されます。事業者自らがその違反内容を報告し、更に資料を提出することにより、カルテル・入札談合の発見、解明を容易化して、競争秩序を早期に回復することを目的としています。

※課徴金減免制度の対象は、カルテル・入札談合（購入カルテルを含む。）に限られます。

●申請順位と減額率

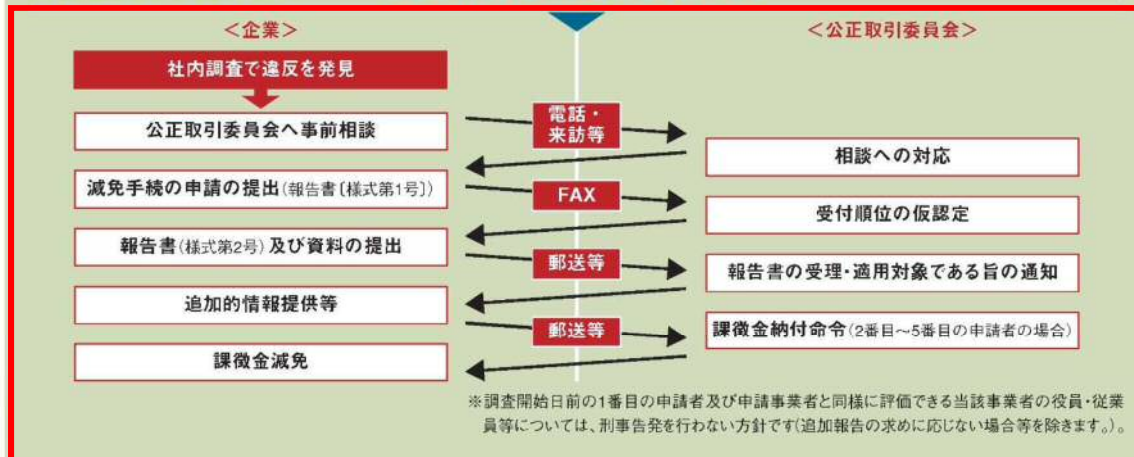


※一定の要件を満たす場合に、同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認め、全ての共同申請者に同一の順位が割り当てられます。

②に差し替え

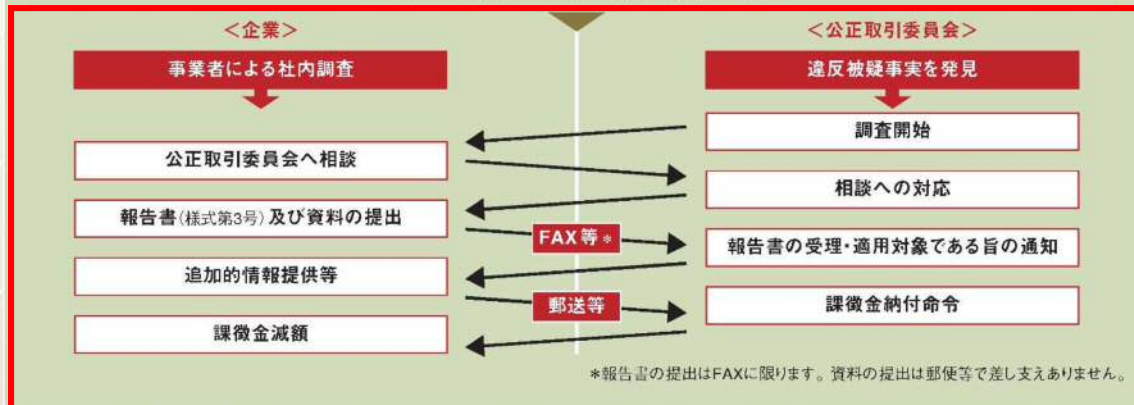
課徴金減免手続の流れ

公正取引委員会の調査開始日前の場合



③に差し替え

公正取引委員会の調査開始日以後の場合



④に差し替え

⑤を挿入

課徴金減免制度に関するお問い合わせは、課徴金減免管理官までどうぞ

- 課徴金減免申請に係る事前相談：電話 03(3581)2100(直通)
 - 課徴金減免申請に係る報告書(様式第1号及び第3号)の送信：FAX 03(3581)5599(FAXに限る。)
 - 課徴金減免申請に係る報告書及び資料(様式第2号及び第3号)の提出：〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
- ・報告書の様式及び記載例は、公正取引委員会のホームページに掲載されています。

⑥に差し替え

①

課徴金減免制度について

事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について（※１），その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合，課徴金が減免される制度です。具体的には，減免申請の順位に応じた減免率に，事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率（※２）を加えた減免率が適用されます。事業者自らがその違反行為を報告し，更に資料を提出することにより，カルテル・入札談合の発見を容易化し，事件の真相解明を効率的かつ効果的に行うことにより，競争秩序を早期に回復することを目的としています。

※１ 課徴金減免制度の対象は，カルテル・入札談合（購入カルテルを含む。）に限られます。

※２ このような減算率を適用する制度を調査協力減算制度といいます。

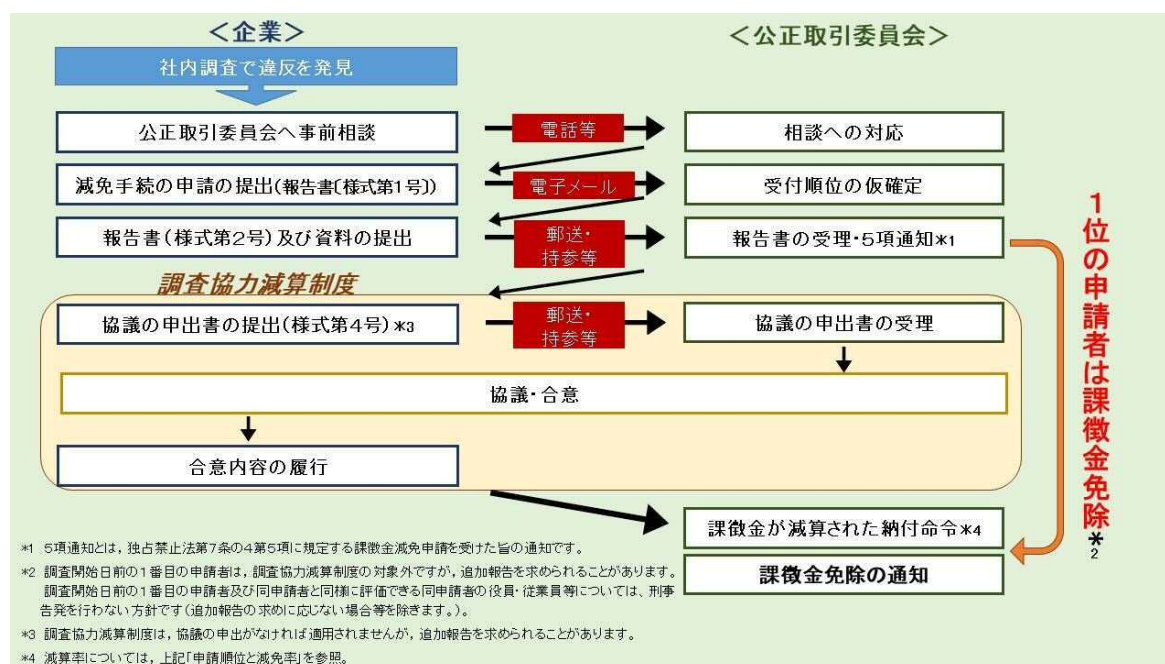
②

● 申請順位と減免率

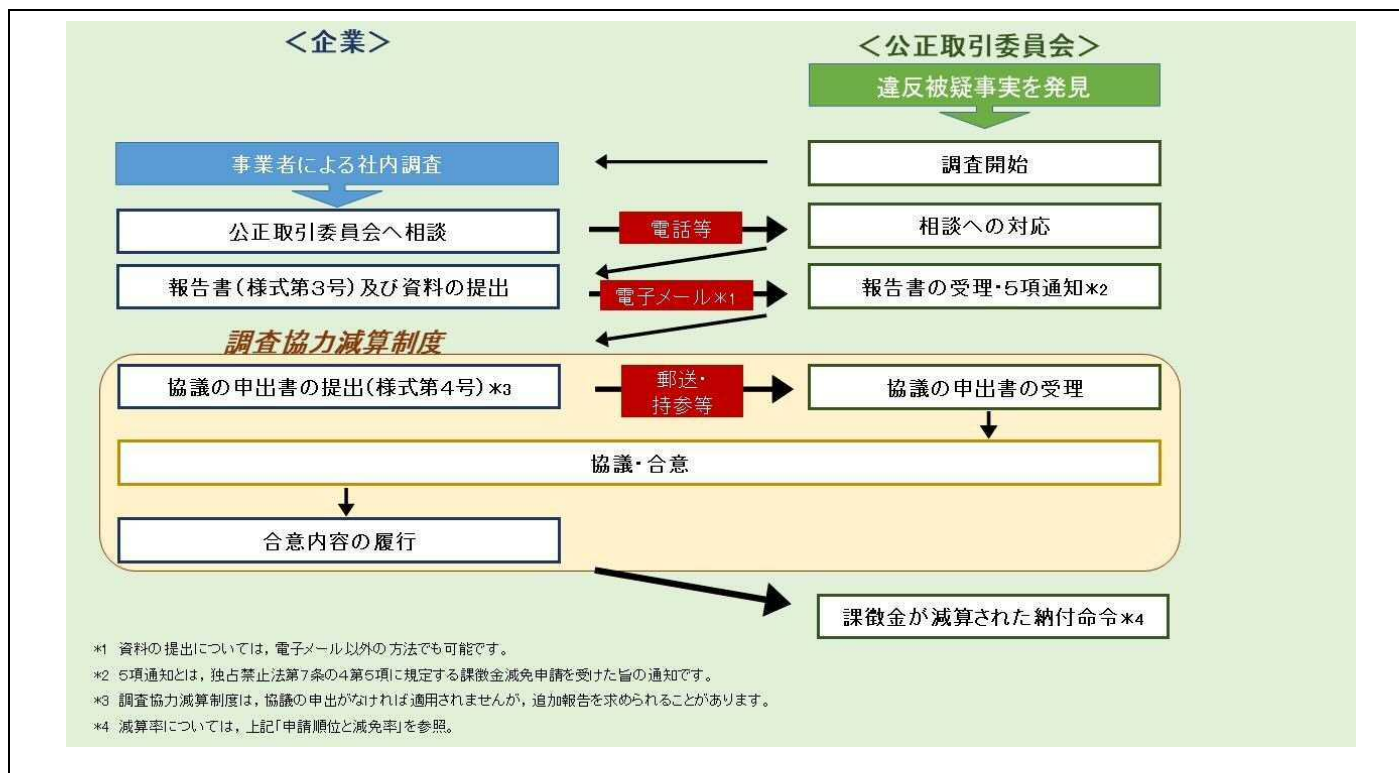
調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率
前	1位	全額免除	+最大40%
	2位	20%	
	3～5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社(注)	10%	+最大20%
	上記以下	5%	

（注）公正取引委員会の調査開始日以後に課徴金減免申請を行った者のうち，減免率10%が適用されるのは，調査開始日前の減免申請者の数と合わせて5社以内である場合に限る。

③



④



⑤

課徴金減免制度をより機能させるための判別手続について

公正取引委員会の行政調査手続において提出を命じられた、課徴金減免制度の対象となる被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件で、一定の条件を満たすことが確認されたものは、公正取引委員会の審査官がその内容にアクセスすることなく速やかに事業者に還付します。

⑥

お問い合わせ先は以下のとおりです。

- 課徴金減免申請の方法について：審査局 管理企画課 課徴金減免管理官（電話）03(3581)2100(直通)
- 調査協力減算制度について：審査局 管理企画課 企画室（電話）03(3581)3386(直通)
- 判別手続について：官房総務課 判別係（電話）03(3581)5484(直通)

※公正取引委員会のホームページでも、課徴金減免申請の方法や調査協力減算制度、判別手続に関する情報を掲載しています。

以上

御相談や御質問は、全国の相談窓口までお気軽にどうぞ。

● 公正取引委員会事務総局 官房総務課

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL.03(3581)5471(代) FAX.03(3581)1963 <https://www.jftc.go.jp/>

● 北海道事務所 総務課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL.011(231)6300(代) FAX.011(261)1719

● 東北事務所 総務課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL.022(225)7095(代) FAX.022(261)3548

● 中部事務所 総務課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL.052(961)9421(直) FAX.052(971)5003

● 近畿中国四国事務所 総務課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL.06(6941)2173(直) FAX.06(6943)7214

● 近畿中国四国事務所 中国支所 総務課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL.082(228)1501(代) FAX.082(223)3123

● 近畿中国四国事務所 四国支所 総務課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL.087(811)1750(代) FAX.087(811)1761

● 九州事務所 総務課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL.092(431)5881(直) FAX.092(474)5465

● 内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098(866)0049(直) FAX.098(860)1110



インターネットでも、様々な情報を提供しています。ぜひ、御利用ください。

公正取引委員会ホームページ

<https://www.jftc.go.jp/>



公正取引委員会Twitter

<https://twitter.com/jftc>



公正取引委員会Facebook

<https://www.facebook.com/JapanFTC>



公正取引委員会

(2021年1月)

(2020年1月)

下請法の概要

1 目的(第1条) 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者、下請事業者の定義(第2条第1項～第8項)

(1) ●物品の製造委託・修理委託

●情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下(個人を含む)
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)

(2) 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを)

親事業者	下請事業者
資本金5千万円超	資本金5千万円以下(個人を含む)
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)

調査・検査
(知って守って下請法は
来年改訂予定です)

勧告
(知って守って下請法は
来年改訂予定です)

3 親事業者の義務(第2条の2、第3条、第4条の2、第5条)及び 禁止行為(第4条第1項、第2項)並びに調査権(第9条)及び排除措置(第7条)

(1) 義務

- ア 書面の交付義務(第3条)
- イ 書類作成・保存義務(第5条)
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)
- エ 遅延利息の支払義務(第4条の2)

(2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止(第4条第1項第1号)
- イ 下請代金の支払遅延の禁止(第4条第1項第2号)
- ウ 下請代金の減額の禁止(第4条第1項第3号)
- エ 返品禁止(第4条第1項第4号)
- オ 買いたたきの禁止(第4条第1項第5号)
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止(第4条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止(第4条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第4条第2項第1号)
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止(第4条第2項第2号)
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第4条第2項第3号)
- サ 不当なやり直し等の禁止(第4条第2項第4号)

調査・検査(第9条)

公正取引委員会

(1)のア及びイに
違反したときは
50万円以下の罰金
(第10条)

(2)の禁止行為を
行ったときは
~~勧告措置~~
(第7条)

(変更点)
勧告措置→勧告
(措置を除いてください)

中小企業庁

当該下請取引に係
る事業の所管省庁

措置請求
(第6条)

います。

製造業からサービス業まで、幅広い取引が対象です。

「下請法」の対象となる取引は、その委託される内容によっても条件が定められています。「製造委託」「修理委託」「情報成果物作成委託」「役務提供委託」と大きく4つの取引内容に大別されており、その適用対象となる取引内容は多岐にわたります。

製造委託

物品の販売や製造を営む事業者（製造業者、販売業者など）が、規格、品質、形状、デザイン、ブランドなどを指定して、他の事業者へ物品の製造や加工などを依頼することをいいます。ここでいう「物品」とは動産のことを指しており、家屋などの建築物は対象に含まれません。



修理委託

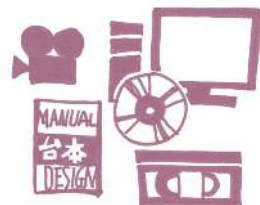
物品の修理を請け負っている事業者がその修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者へ委託することなどをいいます。



情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなど、情報成果物の提供や作成を営む事業者が、他の事業者へその作成作業を委託することをいいます。情報成果物の代表的な例としては、次のものを挙げることができ、物品の附属品・内蔵部品、物品の設計・デザインに係わる作成物全般を含んでいます。

- (例) ・プログラム（ゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラムほか）
・映像や音声、音響などから構成されるもの（テレビ・ラジオ番組、CM、映画ほか）
・文字、図形、記号などから構成されるもの（設計図、各種デザイン、雑誌広告、報告書ほか）



役務提供委託

運送やビルメンテナンスをはじめ、各種サービスの提供を営む事業者が、請け負った役務を他の事業者へ委託することをいいます。ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、下請法の対象とはなりません。

- (例) ・貨物運送（自動車、船舶ほか）、メンテナンス（ビル、自動車、機械ほか）
・顧客サポート（アフターサービス、コールセンター）ほか



建設業における下請法の対象取引

家屋などの建築をはじめ、建設工事に関する請負契約は、建設業法による規制の対象で、下請法の対象外となっています。ただし、建設資材や部材を販売している建設業者が商品の製造を外部委託する場合は「製造委託」、また、建設業者が設計図面の作成を委託する場合は「情報成果物作成委託」の対象となります。

空白の削除

違反行為を厳しく取り締まっています。

書面調査、立入検査を行っています。

公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、親事業者、下請事業者に対する書面調査を実施しています。また、必要に応じて、親事業者の保存している取引記録を調査したり、立入検査なども実施しています。

勧告の公表を行っています。

親事業者が下請法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、勧告を行っています。また、勧告が行われた場合は、原則としてその旨を公表することとしています。

最高50万円の罰金が科せられます。

親事業者が次のような違反行為を行った場合には、違反者である個人、そして親事業者である会社も罰せられます。罰金の上限額は、最高50万円となっています。

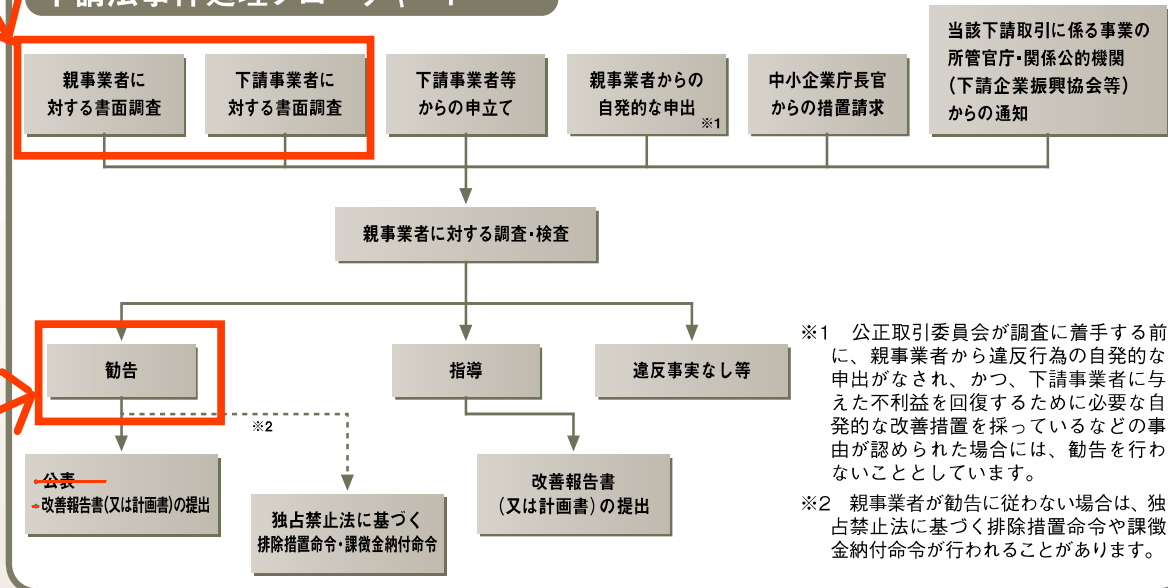
- ・発注内容等を記載した書面を交付せず
- ・取引内容を記載した書面を交付せず
- ・報告徴収に対する拒否
- ・立入検査の拒否



親事業者・下請事業者
に対する書面調査

フローチャート部分につき、知って守って下請法の記載(p. 22)と異なっていたことから、記載を統一させていただければと存じます

下請法事件処理フローチャート



※1 公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者から違反行為の自発的な申出がなされ、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められた場合には、勧告を行わないこととしています。

※2 親事業者が勧告に従わない場合は、独占禁止法に基づく排除措置命令や課徴金納付命令が行われることがあります。

勧告
(公表)

ご相談やご質問は、全国の相談窓口までお気軽にどうぞ。

※青枠内の内容に修正

公正取引委員会事務総局

経済取引局取引部企業取引課

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL.03 (3581) 3375 (直) FAX.03 (3581) 1800
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL.011 (231) 6300 (代) FAX.011 (261) 1719

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL.022 (225) 8420 (直) FAX.022 (261) 3548

中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL.052 (961) 9424 (直) FAX.052 (971) 5003

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL.06 (6941) 2176 (直) FAX.06 (6943) 7214

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL.082 (228) 1501 (代) FAX.082 (223) 3123

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL.087 (811) 1758 (直) FAX.087 (811) 1761

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL.092 (431) 6032 (直) FAX.092 (474) 5465

沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098 (866) 0049 (直) FAX.098 (860) 1110

中小企業庁 事業環境部取引課

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL.03 (3501) 1732 (直) FAX.03 (3501) 1504
<https://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
TEL.011 (700) 2251 (直) FAX.011 (728) 4364

東北経済産業局 産業部中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
TEL.022 (221) 4922 (直) FAX.022 (215) 9463

関東経済産業局 産業部適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL.048 (600) 0325 (直) FAX.048 (601) 1500

中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南4-1-22
TEL.052 (589) 0170 (直) FAX.052 (589) 0173

近畿経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL.06 (6966) 6037 (直) FAX.06 (6966) 6079

中国経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
TEL.082 (224) 5745 (直) FAX.082 (205) 5339

四国経済産業局 産業部中小企業課

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館
TEL.087 (883) 6423 (直) FAX.087 (811) 8558

九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
TEL.092 (482) 5450 (直) FAX.092 (482) 5551

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098 (866) 1755 (直) FAX.098 (860) 3710



公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/>

(2021年4月)